第14号様式 (第8条関係) (その1)



令和 7 年分 (令和 年 月 日開催分)

R7.2.25

収 支 報 告 書

(ふりがな)

政治団体の名称

世いじたしゃ しんにまんしん、3.27かし」

.

主たる事務所の所在地 大阪行貝塚市三ヶ村(1879-8)

3 代表者の氏名

有留年车

4 会計責任者の氏名

植田 浩汀

事務担当	者の氏名				
(電話)					- -
(電話)				•	- , -
(電話)					<u>-</u>
18	Ste.	11	•		

資金管3	理団体の指定の	有無
	有	
d	無	
 公職の種類 (選挙区)		(現・候) 選挙区
資金管理団体の届 出をした者の氏名		

····		
\angle	党作	1
	7, 3,	3
	权文公员 第	· 是 / 一

資金管	理団体の	の指定の其	期間
令和	年	月.	日から
令和	年	月	「日まで

団体	コー	・ド	年	£ ·	分		届出	年	月 E	,		Æ	解散	年	月日]		告,	市用	コー	- ド	:
			R			R					R											

会	計像		具流	記			
4	.'P/	Plain	が当する	もゆに	[1]	を記入する	3こと。
100	/ ×	ツー政へ	治団		のほ	区 分	
-		政	Maria and American				党
		政	党	σ		支	部
		政	治	資	金 ·	团	体
-		政 治	資 金	規正	法 第	18条(カ2
		第 1	項の規	見定に	よる	政治]	団体
	Ø	そ (の他	の	政 .	治 団	体
- !	. 🗆	その	他の	政治	可	体の3	支部

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	国会議員関係政治団体の区分
	政治資金規正法第19条の7第1項
	第1号に係る国会議員関係政治団体
	政治資金規正法第19条の7第1項
	第2号に係る国会議員関係政治団体
公職	の候補者
の	氏 名

動区域の区分

2 以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

公職の種類

収支の状況

(その2)

1 収支の総括表

:	収	Д	総	額	十億	百万	3/1/8
		(前年か	らの繰越額	i)	3 1 2 1		
		(本年の	の. 収入額	<u>.)</u>	1 8 5 9		3/88
Ī	. 支	` . 出	総	額	2 2 3 5		3/68
	77. 32.	年 へ の	繰 越	額			

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する	党費又は会費				•	-
金		額	十億	百万	Ŧ	0
員数(党費	又は会費を納入し	た人の数)				0

(2) 寄 附	 		` ,							
ア 寄附(イを除く。)の区分		金				客	負		備	考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	"	億		百万		3 /	f 6	88) (預)	
(う ち 特 定 寄 附)					1			0		
(イ) 法人その他の団体からの寄附								0		
(ウ) 政治団体からの寄附						.		0		
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)						3 /	8	88	(原)	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)] 		0		
イ 政 党 匿 名 寄 附								0.		
合 計 (ア+イ)			-		1	3/	8	み機		

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分 4 個人 2. 泊	去人その他の団体 3. 政治団体
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金	額年月日	住所 (団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあって は、代表者の氏名) 備 考
	十億 百万	1 1 円		
この頁の小計				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
その他の寄附		3/888		
合 計		2/688		

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

	タロ 別金領	->1 110/	_													<u> </u>		
(1) 支出(の総括表										 				1			
項			目						^			das				備		考
内			Ħ			ļ			金			額				本部又は支部に対して	7	
1 経	 常	.	経		 費		:	十億		百万	<u> </u>	于			円	供与した交付金に係る支出	<u> </u>	
(1) 人	-14	件	,,,,,,		費						i ! !							
	 熱		水	<u>-</u>	費			i 			<u> </u>	i						
(3) 備	品 •	 消	耗	品	費		<u> </u>	<u> </u> 		<u>!</u> !	 <u> </u>	<u> </u>			1 1 1	<u>,</u>	<u></u>	<u>-</u> .
(4) 事	 務		所		 費			<u>i</u>			<u> </u>				[
	427		//				[<u> </u>		<u> </u>	<u> </u> 	<u> </u> 					<u> </u>	
小					計			<u> </u>										
2 政	治	活	動		費						3	/	1	٦	8			
(1) 組	織	括	動		費 ———			<u> </u>		 <u> </u>	ン	1	0	0			ļ	
(2) 選	举 		贷		費 													
(3) 機 そ	関 の 他	誌の	の 事	発業	行 費			• • • •		1								
(ア機	関紙 誌	の発	行	事 業	費)			 										
(イ 宣	伝	事	·	 类	費)			 		 	 							
(ウ政	治資金パ	 ーティ	一開	催事業	費)					 	 							
(エそ	の 他	の	事	業	 費)					 	 							
(4) 調		研	究	2													 	•
(5) 寄	附 •	3	ই	付	金									i				<u>.</u>
(6) そ	の他	j, <i>0</i>	>	経	——— 費												-	
小				:	ਜ- 計						 3	/	6	8	8			
合				:	———— 計						7		b	P	8		.I	

Ŭ.

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目	項目別区分組裁 活動									
	支	出	の	目	的			金	 額				年月日	支 出 を 受 (団体にあ	をけた っては、 一	者の氏名	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備	考	
							十億		百万	千		F.								
					_	1 8 8 1														
								-												
-											1	1								
						i				į	i	i								
												i								
					·				1											,
] 		-					•						
							<u> </u>		-											
				,						İ										
						j				i		i								
																				
	۲	の j	頁の) 小	計							+			I			·		
	そ	の f	也の	文	出					3 /	6	88								
		合		信						3/	1	PR								

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			•
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土 地		· <u>v</u>	
イ 建 物		Ľ	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		<u>v</u>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産		<u>v</u>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)		<u>v</u>	
力 金 銭 信 託		V	
,		V	
ク出資による権利		<u>v</u>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		V	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金		V	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利		V	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		V	:

宣

付 書 類(別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7年2 月25日

政治团体の名称 政治和苦和 新日本神風会

会計責任者の氏名 植田 浩司(智



解散の場合のみ下欄を記入すること

有留年季富 (代表者の氏名

- (備考) 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び 本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。
 - 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあ っては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提 出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。